

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する 政令案概要

I 金融商品取引法施行令の一部改正

1. 情報伝達・取引推奨行為を行った者に対する課徴金額の計算に必要な項目の規定

金融商品取引法改正により、情報伝達・取引推奨行為を行った者を課徴金の対象とすることとしたことに伴い、仲介関連業務・募集業務以外に関して、情報伝達・取引推奨行為が行われた場合の課徴金額の計算において、「利得相当額」を算出するのに必要な、「特定有価証券等の売付け等」・「特定有価証券等の買付け等」等の内容を定めることとする。(金融商品取引法施行令第 33 条の 18、第 33 条の 19、第 33 条の 20、第 33 条の 21、第 33 条の 22 関係)

2. 犯則調査の範囲拡大

情報伝達・取引推奨規制違反等を犯則調査の対象とすることとする。(金融商品取引法施行令第 45 関係)

3. インサイダー取引規制の対象となる、投資法人の発行する投資証券の規定等

金融商品取引法改正により投資法人である上場会社等の発行する投資証券等の取引をインサイダー取引規制の対象としたことに伴い、

- ・ 不動産投資法人が発行する投資証券等をインサイダー取引規制の対象とすることとする。
- ・ ①投資法人である上場会社等の業務等に関する重要事項で、金融商品取引法で定める事項に準ずる事項、②投資法人である上場会社等又はその資産運用会社による公表措置、③特定関係法人の範囲、④適用除外に関する所要の措置等について定めることとする。

また、公開買付者等関係者による投資証券等の取引をインサイダー取引規制の対象とするため、規制対象となる有価証券に投資証券等を追加するとともに、適用除外に関する所要の措置等について定めることとする。(金融商品取引法施行令第 27 条の 3、第 28 条、第 28 条の 2、第 29 条の 2 の 2、第 29 条の 2 の 3、第 29 条の 2 の 4、第 29 条の 2 の 5、第 29 条の 3、第 30 条、第 31 条、第 31 条の 2、第 32 条の 2、第 33 条の 4 の 2 関係)

II 銀行法施行令の一部改正

1. 銀行に対する資産の国内保有命令の対象となる資産の種類を追加

銀行に対する資産の国内保有命令の対象となる資産に、日本銀行に対する預け金を

追加することとする。(銀行法施行令第5条の2関係)

2. 外国銀行支店の資産の国内保有義務の新設

銀行法改正により、外国銀行支店に対して、資本金に対応する資産の国内保有を義務付けたことに伴い、国内に保有すべき資産の種類を定めるとともに、常時、国内において保有していなければならない資本金に対応する資産の額を、20億円と定めることとする。(銀行法施行令第13条関係)

III 保険業法施行令の一部改正

保険会社が運用実績連動型保険契約の保険契約者に対する運用報告書に記載すべき事項を「電磁的方法」により提供する場合に、当該事項の提供の相手方(保険契約者)の承諾を得る為の手續等を定めることとする。(保険業法施行令第4条の6関係)

IV その他関係政令の一部改正

公認会計士法施行令、国の債券の管理等に関する法律施行令、中小企業等協同組合法施行令、宅地建物取引業法施行令、不動産特定共同事業法施行令、犯罪利用口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令、信用金庫法施行令、外国為替令、長期信用銀行法施行令、協同組合による金融事業に関する法律施行令、投資信託及び投資法人に関する法律施行令、農林中央金庫法施行令、保険業法施行令の一部を改正する政令、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令、資金決済に関する法律施行令、金融庁組織令について、所要の規定の整備を行うこととする。